
一般社団法人 不動産競売流通協会

「競売不動産取扱主任者[®]」が法務大臣認証ADR調停人に認定

一般社団法人 不動産競売流通協会(所在地:東京都港区芝大門2-10-1 代表理事青山一広)は「競売不動産取扱主任者」が日本不動産仲裁機構ADRセンター(法務大臣認証裁判外紛争解決機関)における法務大臣認証ADR調停人の基礎資格として認定を受けたと発表した。

(※ADR (Alternative Dispute Resolution) = 「裁判外紛争解決制度」)

それに伴い、法務大臣認証ADR調停人となった競売不動産取扱主任者は、不動産競売に起因する紛争、占有者解除トラブル等におけるADR業務(通常、報酬を得て、明渡交渉のみを行うことは弁護士法において禁止される「非弁行為」であるが、競売ADR調停人になることで合法的にトラブル解決まで実施可能)を実施することができるため、社会的な信頼性がなお一層向上、資格保有者の活躍の場はさらに広がることになる。(URL: <http://fkr.or.jp/certification/>)

■競売不動産取扱主任者[®]とADR認定の背景

ADRとは本来、弁護士でない者は、報酬を得て法的なトラブルに介入することは認められておらず(弁護士法第72条)これまで、業務上のお客様からの相談や現場調査などを受けた場合でも、トラブルの内容自体に関わることは弁護士法違反(非弁行為)となる恐れがあった。今回、競売不動産取扱主任者が法務大臣認証ADR調停人となることで、「不動産競売」専門分野の範囲については、認証ADRの手続において最終的な和解のあっせんまでを正当な業務として実行可能となるため、業務の信頼性が飛躍的に向上する。

また、調停人となることにより、弁護士でなくとも報酬を得て和解の仲介ができ、ADRを担当した調停人(競売不動産取扱主任者)も報酬規定に伴い、報酬を受け取ることができる。さらに、認定事業者の行うADRには①事項の中断、②訴訟手続きの中止、③調停前置原則の不適用といった強い効果が認められる。

現在、調停人となれる資格を保有する競売不動産取扱主任者は全国に約2,500名。調停人になるためには、日本不動産仲裁機構ADRセンターが指定する調停人研修の受講が必要である。

(<https://jha-adr.org/adr/>)

【一般社団法人不動産競売流通協会とは】

競売不動産を正しく広め、一般的に流通させる事を目的とし、競売サポート業者への教育活動、競売不動産のデータベース化及びプレスなどへの公表など行っております。

また、全国の競売物件を検索できる競売物件検索ポータルサイト「981.jp」を運営しております。

詳しくは、<http://fkr.or.jp/about/about.html> をご参照ください。

■会社概要

商号 : 一般社団法人不動産競売流通協会

本店所在地 : 〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-1 第一大門ビル 7 階

設立日 : 2008 年 12 月 10 日

代表者 : 代表理事 青山 一広 (あおやまかずひろ)

URL : <http://fkr.or.jp/>

運営サイト : <http://981.jp/>

全国 385 社 (2017 年 8 月 1 日現在) の宅建業者が会員として加入しております。

<本リリース及び取材に関するお問い合わせ先>

一般社団法人不動産競売流通協会

担当 : 細沼 裕子

Tel : 03-5776-0981

Email : hosonuma@fkr.or.jp